人内閣府公益認定等委員会 発行

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続に ついては「公益法人information」を御覧ください https://www.koeki-info.go.jp/



平成29年春の叙勲において旭日中綬章を受章された公益認定等委員会 前委員の雨宮孝子氏のご挨拶とともに、公益法人に係る栄典制度につい て最近の政府の動きを紹介します。 (関連記事2ページ)

公益の増進の在り方に関し、当委員会が法人の関係者と共に考え、そ の成果を広く発信する「法人との対話」について、今年度の予定をお知 らせします。 (関連記事5ページ)



(高校生と海の豊かさについて学ぶ)

※詳しくはP.4をご覧ください。

次

- ■P.2 公益法人に係る栄典の授与について
- ■P.3 平成29年度税制改正

(みなし譲渡所得税等に係る特例措置適用 の承認手続きの簡素化について)

欠格事由該当による公益認定の取消しに ついて

- ■P.4 公益法人の活動紹介 公益社団法人日本環境教育フォーラム
- ■P.5 「法人との対話」について 平成29年度「公益認定申請及び公益法人 の運営に関する相談会」の御紹介
- ■P.6 申請サポートに関する情報・その他の お知らせ

(公益認定申請サポート・法人運営相談会の 開催の日程等について)



バックナンバーも是非ご覧ください。 ホームページ「公益法人information」で 「公益認定等委員会だより」をクリック。

ホームページで 公益法人の検索 ができます 寄附先等の検索に御利用ください

~検索画面の出し方~

ホームページ「公益法人information」で「公益法人とは」 をクリック後、「公益法人等の検索」をクリック



5月末現在の法人数等

- 7471- 2212 - 1247-424-14					
	_		公益	法人数 税額控除 法人数	一般法人数(注)
内閣府	社	寸	799	119	744
	財	団	1,628	323	885
都道府県	社	寸	3,357	110	4,458
	財	寸	3,704	437	3,012
合	計		9,488	989	9,099

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成29年5月31日現在)

公益法人に係る栄典の授与について

※栄典とは・・・ 国家や公共に対して功績のあった方、社会の各分野における優れた行いのあった方等を、 国として表彰するものです。

平<mark>成29年春の叙勲に</mark>おいて、公益認定等委員会の雨宮孝子前委員(元明治学院大学大学院法務職研究科教授)が旭日中綬章を受章されました。

雨宮前委員は、永年にわたり公益法人や公益活動の調査研究に尽力されるとともに、平成19年4月から28年3月まで当委員会の委員として、専門的見地から公益法人の認定等に関する審議や助言に携わるなど、公益法人行政に多大なご貢献をいただきました。

<mark>以下では、雨宮前委員のご</mark>挨拶とともに、公益法人に係る栄典制度について最近の政府の動きを紹介します。



雨宮前委員のご挨拶

この度、行政功労により旭日中綬章受章の栄に浴し大変光栄に存じます。 公益認定等委員会委員在任中には、公益法人制度改革が行われ、東日本 大震災等の災害復旧・復興に際して公益活動への関心が高まるなど、公益 法人を取り巻く環境は大きく変化しました。

今後とも、社会のニーズに即応する多くの公益法人が、民による公益の 増進のために尽力されるとともに、民間公益活動を実施する団体等への栄 典授与がますます活性化され、この分野に光があてられることを願ってお ります。

●栄典制度に関する最近の政府の動き

◆ 栄典授与は、社会経済の変化に対応した適時適切な見直しが必要との考えから、平成28年に 内閣官房長官の下で有識者懇談会(座長は山下徹・公益認定等委員会委員長)が開催され、同年 5月に提言が取りまとめられました。



◆ この提言を踏まえ、政府においては<mark>平成29年春から5年程度の栄典授与の方針を示す「栄典授与の中期重点</mark> 方針」が閣議了解されました。各省庁の長は、この方針を踏まえて候補者を選考・推薦することされました。

栄典授与の中期重点方針(平成28年9月) ※概要版より関連部分を抜粋

〇基本方針

- ・栄典の授与は、公的部門・民間部門を問わず、国家・公共に対する功労のあるものを積極的に選考し顕彰していく。
- ・少子高齢化、地方からの人口流出、グローバル化等、社会経済の変化に対応し、栄典を授与すべき分野や功績を適切に見直す。
- ○栄典授与分野の見直し
 - ・自治会、外国人、商工会議所・商工会、中堅・中小企業、保育士、公益法人等の民間功労者を重視
- 〇栄典事務の見直し
 - ·候補者の選考·推薦方法の見直し
 - -一般推薦や紺綬褒章の周知・広報 (3)
- ① 「公益法人等の公益的な活動を行う民間団体において功績を挙げた者」が、栄典授与において「重視していく分野」の一つとされました。
- ② 各省各庁の長は、それぞれの所管行政に関わる地域の中堅・中小企業及び公益法人等について、 積極的に候補者を推薦することとされました。
- ③ 紺綬褒章(公益のために私財を寄附した者に授与される褒章)の対象となる<mark>寄附先の公益団体(※)</mark> の認定について、周知・広報を強化することとされました。
 - (※)公益団体:公益を目的とし、法人格を有し、公益の増進に著しく寄与する事業を行う団体であって、 当該団体に関係の深い府省等の申請に基づき内閣府が認定した団体。平成29年4月 20日時点で144団体が認定されている(うち公益法人は31団体)。

(上記提言及び中期重点方針の全文は、

内閣府ホームページ(http://www8.cao.go.jp/shokun/jihenkon.html)でご覧いただけます)

お知らせ①

みなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続が、 一定の要件を満たす寄附について簡素化されました (平成29年度税制改正)

- 現物資産を寄附した場合、寄附であっても、時価で資産の譲渡があったものとみなして、譲渡所得(時価と取得額の差額)を計算し、みなし譲渡所得税が課税されます。
- 一方、公益法人等に対する現物寄附のうち、国税庁長官の承認を受けた寄附については、みなし譲渡所得税等が免除される特例が措置されているところです。
- 今回の改正により、このうち、<u>寄附資産が公益目的事業に不可欠な特定の財産とされる等の要件を満たす場合には、申請書の提出があった日から1月以内</u>に国税庁長官の承認をしないことの決定がなかったときは、<u>その承認があったものとみなされることとなります</u>(平成29年4月1日以降の寄附が対象)。

詳細は、国税庁のパンフレットを御参照ください。

• 「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の「承認特例」の 対象が拡充されました!」 ※平成29年度税制改正に関するパンフレット

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/h29kouekihoujin.pdf

• 「公益法人等に財産を寄附(贈与又は遺贈等)した場合の譲渡所得等の非課税の 特例について」 ※元々のみなし譲渡所得税等に係る特例措置に関するパンフレット

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/h28kouekihoujin.pdf



お知らせ②

2000 <u>役員選任時にはご注意を!</u> 欠格事由該当による公益認定の取消しについて



- 先日、禁固以上の刑の執行後5年を経過しない者が役員等(理事、監事及び評議員をいいます。以下同じ)に就任していた(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号ハ)ことが発覚した法人の公益認定が取り消される事案がありました。これは、公益法人が公益法人認定法第6条の欠格事由に該当するに至ったときには、行政庁はその公益認定を取り消さなければならない旨定めた同法第29条第1号の規定に拠るものです。
- このように、役員等のうちに、欠格事由(同法第6条第1号)に該当する者がある場合には公益認定が取り消されることとなります。具体的には、禁固以上の刑が確定した者(執行猶予を含む)、禁固以上の刑の執行後5年を経過しない者、暴力団員である者、暴力団員でなくなってから5年を経過しない者等がそれに当たります。6月の社員総会・評議員会において役員等の選任・改任を行うことを予定されている法人におきましては、今一度、法規定をご確認いただき、欠格事由に該当する者が役員等になることのないようご確認下さい。
- なお、役員等の候補者が欠格事由に該当しないことを確認するため、候補者から誓約書等の 提出を求める場合には、欠格事由に当たる場合についてしっかりと説明することなどにより、 候補者に十分認識いただいた上で誓約書等を提出いただくことをお勧めします。



公益社団法人日本環境教育フォーラム

Japan Environmental Education Forum

法人公式ホームページ http://www.jeef.or.jp/

公益法人 活動紹介

本年度、設立25周年をむかえる日本環境教育フォーラム(JEEF:ジーフ)は、自然の魅力や自然の大切さを 伝える「環境教育」をベースにしたアプローチによって、"自ら課題を見つけ、学び、考えて行動できる人(子ども たち)"を育て、自然と人間が共生できる社会(「持続可能な社会」)の実現を目指していくNGOです。



人と人 人と自然 人と社会を つなぐ



2020年に向けて、以下の目標を掲げています。

- すべての人が環境教育を受けることの できる社会
- すべての人が環境教育を受けることが できるための指導者が育成されている
- 途上国において持続可能な社会を構築 する仕組みが生まれている

上記の姿を目指し、国内外で活躍している環境教育のプロフェッショナルや専門性の高い個人・団体会員と協働 しながら、「環境教育の普及・啓発」「環境教育を推進する指導者の養成」「途上国への環境教育支援」を行います。

環境教育の普及・啓発

環境問題は、私たち人類の生存にとって、最も根本的かつ重 要な課題です。その解決に向けて、社会の様々な組織(※)や一 般市民は、環境についての意識や知識を育みながら、ともに行 動に移していかなければなりません。

持続可能な社会の実現を 目指し、私たちは環境教育 を普及させるための事業を 企画・展開します。





(子どもたちと白然の中で 遊ぶ楽しさを知る)

途上国への環境教育支援

急速な経済発展を遂げつつあるアジアの国々では、自然環境 の破壊や都市環境の悪化など、様々な環境問題が急激な速度 で発生しているだけでなく、貧富の差の拡大などの社会問題も

引き起こしています。



私たちは、日本での経験や 蓄積を活かした、途上国の持 続可能な社会の実現、人と自 然の共生を目指し、国際環境 協力活動を展開します。

(←アジアの子どもたちの未来をつくる)

環境教育を推進する指導者の養成



(小中高の先生とESDを学ぶ)

様々な地域や組織(※)にお いて、各世代に向けて環境 教育を効果的に普及させる ためには、様々な指導者が 必要です。また指導者を育 成する指導者の養成も重要 です。

そのための人材養成の 仕組みづくり、教材開発、 プログラム開発、各種養 成研修を企画・実施して、 環境教育に取り組む人材 を増やします。



(リーダー養成のワークショップ)

機関誌「地球のこども」

JEEF会員向けに年6回発行。各号のテーマに よる特集、環境分野で活躍されている方のエッセイ やインタビューなど、環境教育に関する幅広い情報を 紹介しています。



(※): 行政、学校等教育機関、企業、NGO・NPOなど

「法人との対話」について

公益認定等委員会においては、審査、監督に並ぶ第三の重要な柱として、国民・市民のための公益の増進の 在り方を、公益法人をはじめとする法人の関係者と共に考え続け、その成果を広く発信する<u>「法人との対話」</u> を推進しています。

具体的には、公益法人等の関係者と対面し、相互に情報発信や意見交換を行い意思疎通を図る活動を行っていく予定です。

平成29年度の活動予定

1.法人関係者との対話:「ラウンドテーブル」

公益の増進に向け、国民・市民の立場や思いに配慮することが大切 であるという認識の下、互いに意識の共有に努めるため、公益認定 等委員会の委員と公益法人等の関係者が率直な意見交換を行います。



2. 法 人 訪 問

公益法人の活動実態についての理解を深めるため、公益認定等委員会の委員が公益法人を訪問し、 当該法人の活動状況の視察や意見交換を行います。

(参考)過去の法人訪問については「公益法人information」(https://www.koeki-info.go.jp/commission/houmon.html) に掲載しています。

トップページの「公益認定等委員会」→「公益認定等委員会 活動状況報告・メッセージ等」から御覧ください。

3. 法人向け相談会・セミナー等の開催

●テーマ別セミナーの開催

公益法人の運営全般の中から公益法人の関心が高いと思われるテーマを取り上げたセミナーを開催します。

テーマ及び日程が確定次第、「公益法人information」(https://www.koeki-info.go.jp/)へ掲載します。また、内閣府公益法人メールマガジン等でも御案内します。

●公益認定申請や公益法人の運営に関する相談会の開催

公益認定申請や公益法人の運営に関する公益法人等からの相談に対し、弁護士、公認会計士等が個別に対応する相談会を開催します。下記で詳しく御紹介していますので御覧ください。

A.

平成29年度「公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会」の御紹介

公益認定申請(一般法人から公益法人へ)や公益目的支出計画の実施、及び公益法人の運営に関し、各法人の実情に応じて、個別に無料で相談員(内閣府が委嘱する法律・会計の専門家)に御相談いただけます。 平成29年度は、関東ブロックで10回、地方ブロックで6回開催予定ですので、お近くの地域で開催される相談会を是非御活用ください。

平成29年度 相談会の予定

■直近の開催予定(詳細はP.6を御覧ください)

· 29年 6月26日(月)関東(東京)第2回 29日(木)近畿(大阪)

※本相談会と併せて、内閣府職員による、 公益認定申請の基本事項、機関運営、財務 基準、業務運営に関する簡易セミナーも開 催しています。

■7月以降の開催予定(平成29年6月時点) 【関東ブロック】

29年7月~30年2月にかけて月1回程度実施(関東第3回~第10回)

【上記以外の地域】

29年9月頃 北海道·東北(仙台)

10月頃 九州・沖縄(福岡)

11月頃 中国・四国(広島)

12月頃 東海・北陸(名古屋)

30年2月頃 近畿(大阪)

日程が確定次第、「公益法人information」(https://www.koeki-info.go.jp/)や本相談会の運営事業を受託している (公財) 公益法人協会のHPへ随時掲載しますので御覧下さい。内閣府公益法人メールマガジン等でも御案内予定です。



公益認定申請サポート・ 法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、 内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。 公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告 書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請 等)について相談がある法人の皆様は、サポートを御活 用ください。予約方法など詳細は、「公益法人 information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月 末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

03-5403-9557 FAX 03-5403-0231 メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669 時間 平日10時~16時45分



|公益認定申請及び公益法人・一般法人 の運営に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による 相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。 6月の予定は下のとおりです。

①東京都千代田区で開催

申込〆切 6月14日(水)17時

場所:エッサム神田ホール1号館2・3階

②大阪府大阪市で開催

申込〆切 6月20日(火)17時

日時:6月26日(月)13:10~16:50

場所:野村證券株式会社大阪支店2階ホール

日時:6月29日(木)13:10~16:50

■その他のサポート

●業熊別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別 事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9586 FAX 03-5403-0231

- ※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担 をお願いします。
- ※謝金は不要です。

お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通 じた情報発信を行っています。「公益法人information」 トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。





内閣府公益法人



内閣府公益法人 メールマガジン

公益法人探訪記

~全国各地の公益法人の活動紹介~

「内閣府公益法人Facebook」で全国各地の公益法人を御紹介 し、国民・市民の皆様に広く情報をお届けすることにより、様々な 公益活動への理解や支援の輪を広げる活動を行っています。

どのような活動分野でも結構ですので、公益法人の皆様は、是 非投稿をお願いします。認定行政庁はいずれでも結構です。

なお、当該記事上で、行政庁による認定を受けている新規事業 の紹介や公募案内を行うこともできます。どうぞ御活用ください。

投稿の御案内

「公益法人information」トップページ https://www.koeki-info.go.jp/ 内閣府からのお知らせ

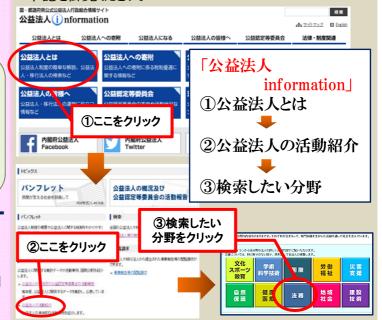
平成28年10月18日 ▶「公益法人探訪記」の投稿案内 く公益法人の方は是非投稿ください> をクリック



ホームページ及び委員会だよりで 活動紹介を希望する法人を見

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)及び 「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を 行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になります ので、奮って御応募ください!

現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新してい ます。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、 下記を御覧ください。



本誌についての問い合せ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電 話:03-5403-9524

e-mail: koueki-info@cao.go.jp

※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、 原典を引用いただきますようお願いいたします。